

主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和2年2月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	9	6	-	1,651	-	-	1,666

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和2年2月分)

▶(都民の声) 新型コロナウイルスによる確定申告期限の延長について教えてほしい。

(回答)令和2年2月27日、国税庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限について、延長する旨の発表がされました。所得税の確定申告期限の延長に伴い、都においても、個人事業税(都税)の申告期限を延長することといたしました。詳しくは以下のURLをご覧ください。

(国税庁HP) 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限延長

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm>

(個人事業税の申告期限延長について)

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2019/shinkoku_enki.html

▶(都民の声) 都税事務所への駐車場について教えてほしい。

(回答) 都税事務所の駐車場に関する情報については、主税局HPにある各都税事務所のページでご案内しております。より詳細な情報についてお知りになりたい方は、お手数おかけいたしますが、各都税事務所にお問い合わせください

(都税事務所一覧)

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html#L2>